



農業委員視察研修

熊本県

令和6年9月4日～6日

昨年の9月4日から6日にかけて農業委員視察研修を行いました。今回は、菊陽町、合志市、菊池市七城町を訪問し、農業委員会や農業研究センターを視察しました。当町における今後の農業振興のあり方を学ぶ貴重な機会となりました。



菊陽町農業委員会



合志市熊本県農業研究センター

作況調査

町内一円で実施

令和6年9月13日

農作業の本格的な収穫を迎えた9月に、例年実施しております作況調査を行いました。町内各地の農作物の生育状況等を確認することができました。



マカサンの田果園



株式会社はこだてわいん

渡島地方農業委員会連合会現地研修会

令和6年10月29日

渡島地方農業委員会連合会の現地研修会が開催されました。今回は函館市にて開催され、当町からは会長職務代理と事務局から1名が参加しております。



ド・モンティエーユ北谷海道

お願いです！ 農地の保全管理について

耕作放棄地・遊休農地などで管理が放棄され、雑草が繁茂している箇所が多く見受けられます。このような状況を一旦に、周辺環境への影響や害虫の発生による農作物の被害の拡大、枯草による火災の発生等が懸念されます。個々が所有する農地については、自らの責任において管理（除草）することが義務付けられておりますので、周辺農地の迷惑とならないよう、草刈り等の実施をお願いします。また近年、突発的な集中豪雨などが増えておりますが、農地からの土砂流出による事故等の発生に備え、農家の皆さんは次のことに留意願います。

- 傾斜のある畑では、横うね耕作や下側に素掘りを掘るなど、直接道路などへ土が流出しないよう努めましょう。
- 道路境界近くまで作付けし、豪雨時には道路に土砂が流出している畑が散見されますので、適正な管理に努めましょう。
- 長い畑では、適当なところで水切りを行います。
- 用排水路の泥上げやゴミ等の取り除きについても適時適切に行いましょう。

※管理責任等に過失や瑕疵等があることがありますが、以上の点について十分留意のうえ、適正な農地管理をお願いします。

農地の違反転用について

農地において、建築物の建設をしたり、駐車場・資材置場として利用したりする等、農地を農地以外の目的として利用する場合、農地法に基づき許可もしくは届出が必要となります。

許可もしくは届出がな行われなかった農地転用は違反転用となり、以下のような罰則が科される場合がありますので、農地転用をされる際は、忘れずに農業委員会にてお手続きください。

なお、内容によって転用ができない場合もありますので、事前にご相談ください。

〈罰則の対象者〉

- ・許可を得ることなく農地を転用した者や許可の条件に違反して転用した者（＝違反転用者）
・違反転用者から転用事業を請け負った者やその下請け事業者
※建設事業者や建設資材の運搬業者も違反転用事業に加担することにより罰則の対象になり得ます。

相続登記が義務化されています。

令和6年4月1日より相続人が不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律で義務化されています。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記されていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります）。

なお、正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくは函館地方方法務局（☎23-17511）までお問い合わせください。

※来庁の際は①印鑑②相続登記後の登記事項証明書をお持ちください。

6つのポイント

- 1. 農業者なら広く加入できる
2. 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
3. 保険料の国庫補助あり
4. 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができる
5. 社会保険料控除など税制面での優遇措置
6. 終身年金（早く亡くなっても80歳までの分は保証付き）



詳しくは農業委員会・JA新はこだて七飯基幹支店までどうぞ

農地の賃借料情報

七飯町内で令和6年1月から令和6年12月までに締結された賃借料水準を公表します。平成21年の農地法改正により、従来の「標準小作料制度」が廃止され、農業委員会では「農地賃借料情報の提供」を行っています。（農地法第52条…情報の提供等）

（金額は10a当たり）

Table with 5 columns: 締結(公告)された地域名, 平均額, 最高額, 最低額, 件数. Rows for 七飯方面 and 大沼方面.

（金額は10a当たり）

Table with 5 columns: 締結(公告)された地域名, 平均額, 最高額, 最低額, 件数. Rows for 七飯方面 and 大沼方面.

3 畑（果樹地・りんご）の部 実績なし

- ※1 データ数は、集計に用いた件数です。
※2 賃借料を物納支給（玄米等）としている場合は、玄米1俵（60kg）12,000円、白米1俵（60kg）20,000円に換算し算出しています。
※3 平均金額は算出結果を四捨五入し100単位で算出しています。最高・最低額は実金額を記載しています。
※詳細については農業委員会までお問い合わせください。

★編集・発行：七飯町農業委員会事務局（役場内）
〒041-1192 七飯町本町6丁目1番1号
電話番号：65-2519
★編集委員 宮田 学 / 平野 博章
神 秀子 / 池田 泰久